

資料 2-1

【実施機関諮詢】

防犯カメラにより個人情報を収集する事務について

(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| ① ひのくに高等支援学校                 | 1 P  |
| ② 熊本県立図書館<br>(くまもと文学・歴史館を含む) | 7 P  |
| ③ 熊本県立こころの医療センター             | 14 P |



教政第1133号  
平成28年1月14日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県教育長 田崎 龍一



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）  
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

「防犯カメラ等による個人情報を収集する事務」について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立ひのくに高等支援学校)

項目	内 容
1 設置施設	熊本県立ひのくに高等支援学校
2 設置の目的	生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	熊本県立ひのくに高等支援学校への来訪者及び不正に侵入しようとする者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>(1) 本校には寄宿舎があり、夜間および生徒の帰舎日（月曜日から授業の場合は日曜日）には職員3人で、35人の生徒の対応を行っている。防犯カメラ設置による抑止力は生徒および保護者に大きな安心感を与える。</p> <p>(2) 本校の正門は、国道から100メートル以上離れており、外部から全く目の届かない位置にある。</p> <p>(3) 正門および来客駐車場付近が近隣施設である県農業公園の駐車場と隣接している。本校駐車場不足のため、週1回以上は学校行事の際駐車場を借用している。その日は境界フェンスを開放しているため、外部から自由に往来できる状況である。</p> <p>(4) 休日等に県農業公園でイベントがある際には、本校に隣接する駐車場には多くの部外者が利用している。特に植木市など混雑が予想される際には、県農業公園からの依頼で交通整理のため本校側のフェンスを開放して通り抜けできるようにしている。</p> <p>(5) 正門および来客駐車場付近が、事務室から死角になっている。そのため、教室棟、実習棟、体育館、運動場、寄宿舎等に外部から侵入できる状況にある。今年度実施した不審者対応訓練の際、警察署からの防犯カメラの設置が必要との指摘</p>

	<p>受けている。</p> <p>(6) 本校は知的障害を有する生徒のための学校であり、生徒の突発的行動（学校からの飛び出し等）があった場合、速やかな対応を可能にする。</p> <p>今年度に入り、1件生徒の失踪事案が発生している。</p>
7 カメラの台数と設置場所	<p>1台</p> <p>学校敷地内の正門</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法  <input checked="" type="radio"/> 常時録画 · 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法  HDDに連続2週間録画。その後上書き録画。</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時  <input checked="" type="radio"/> あり · なし  &lt;ありの場合の提供先&gt;</p> <p>(2) 異常事態発生時  <input checked="" type="radio"/> あり · なし  &lt;ありの場合の提供先&gt;  警察に提供することが考えられる。</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<p><input checked="" type="radio"/> あり · なし</p>
11 その他の特記事項	

## 熊本県立ひのくに高等支援学校 防犯カメラ等の管理に関する要項

### 1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立ひのくに高等支援学校内に設置する防犯カメラの設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

### 2 防犯カメラの設置目的

防犯カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置するものとする。

### 3 防犯カメラの設置場所等

#### (1) 設置場所、台数等

熊本県立ひのくに高等支援学校の正門に1台設置する。

#### (2) 撮影対象

施設利用者、不正侵入者等とする。

#### (3) 撮影時間

終日とする。

#### (4) 録画

撮影した画像は、録画するものとする。

### 4 管理責任者の指定

防犯カメラの管理責任者は、校長とする。

### 5 録画した画像の管理方法

#### (1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる事務室内に保管するものとする。

#### (2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。

ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

#### (3) 画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は再生又は閲覧できない。  
校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

#### (4) 記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録簿に記載する。

#### (5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

### 6 設置の表示

防犯カメラ撮影対象区域の道路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示プレートを掲示することとする。

### 7 画像の提供

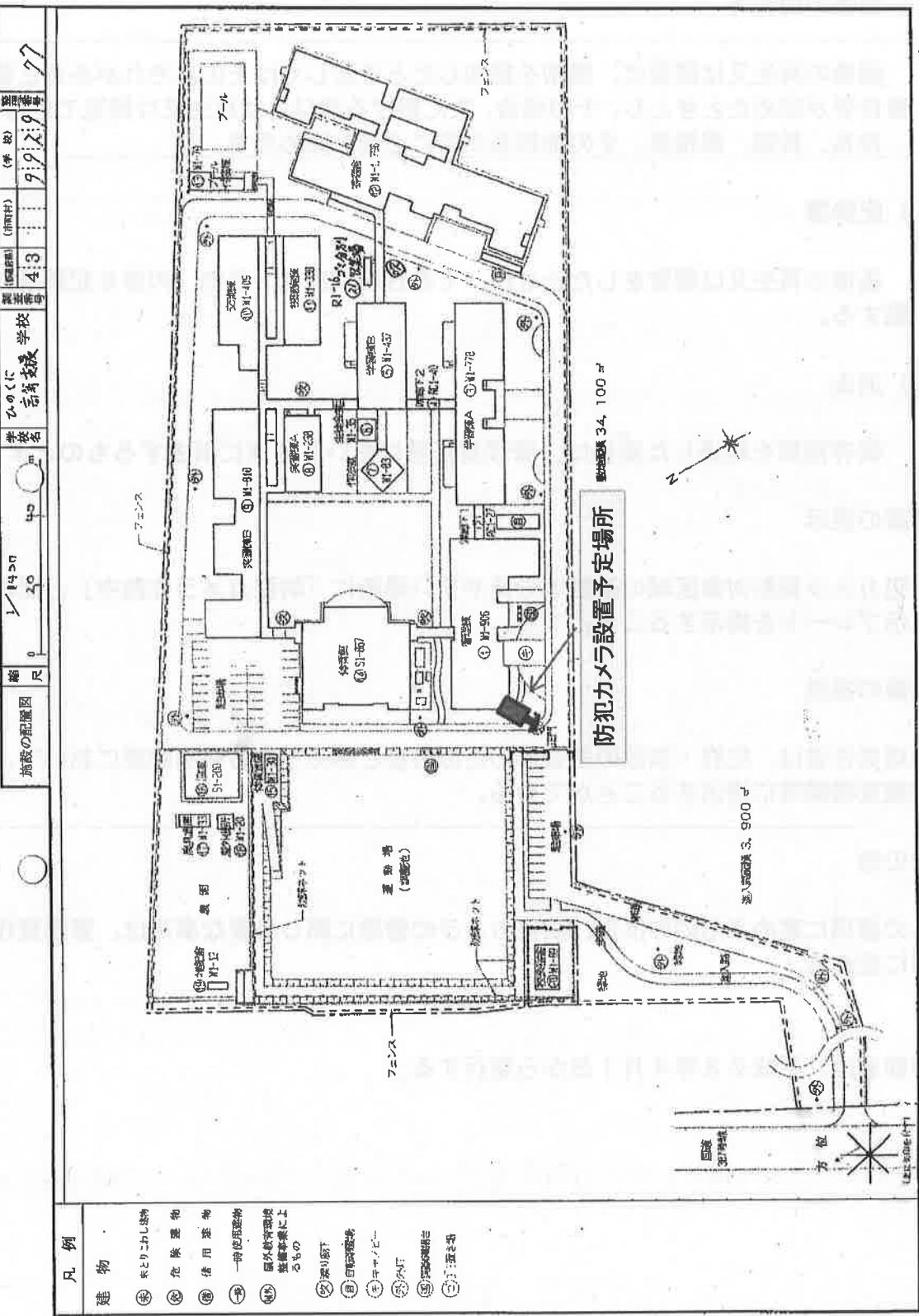
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

### 8 その他

この要項に定めるもののほか、防犯カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

### 附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。



教政第1198号  
平成28年2月1日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県教育長 田崎 龍一

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）  
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

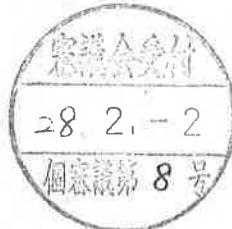
「防犯カメラ等による個人情報を収集する事務」について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立図書館)

項目	内 容
1 設置施設	熊本県立図書館（くまもと文学・歴史館を含む）
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	来館者及び不法侵入者
5 収集する個人 情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	平成28年1月28日に熊本近代文学館が1年7か月の改修を経て新たにくまもと文学・歴史館が開館することになりました。これに伴い過去に発生した受付職員への付きまとい行為の防止や展示室内に展示する貴重な近代文学資料並びに歴史資料の盗難及び棄損を防ぐことが必要です。については、平成25年3月18日付で熊本県個人情報保護制度審議会から防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について適当であるとの答申を受け運用している4台に加え、展示室内に6台増設する必要が生じました。

7 カメラの台数と設置場所	<p>設置台数 既設箇所 4 台 新設箇所 6 台 合計 10 台</p> <p>設置場所 既設箇所 4 台 図書館 1F 警備員室前、1F 玄関子ども室側 1F 玄関駐輪場側、3階小研修室 各 1 台</p> <p>新設箇所 6 台 くまもと文学・歴史館 第一展示室 2 台、ホール 1 台 第二展示室 2 台、第三展示室 1 台</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法  <input checked="" type="radio"/> 常時録画 • 異常時ののみ録画</p> <p>(2) 保存方法      10 日間連続録画後順次上書き録画</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時  <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし      &lt;ありの場合の提供先&gt;</p> <p>(2) 異常事態発生時  <input checked="" type="radio"/> あり • なし      &lt;ありの場合の提供先&gt;      警察に提供することが考えられる。</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="radio"/> あり • なし
11 その他の特記事項	

# 熊本県立図書館防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立図書館内（くまもと文学・歴史館を含む）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

## 2 カメラの設置目的

カメラは、防犯、施設の安全管理等のために設置するものとする。

## 3 設置場所等

### （1）設置場所、台数等

カメラは、図書館（くまもと文学・歴史館を含む）の次の場所に設置する。

図書館警備員室前1台、1階ロビー正面玄関子ども室側1台、1階ロビイ駐輪場側入り口1台、3階小研修室1台、くまもと文学・歴史館第一展示室2台、ホール1台、第二展示室2台、第三展示室1台

### （2）撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

### （3）撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

### （4）録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

## 4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

## 5 録画した映像の管理方法

### （1）保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

### （2）保存期間

画像の保存期間は、10日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。

この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

### （3）画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は、再生又は閲覧できない。

図書館長、図書館副館長、総務課長、その他管理責任者が特に必要と認めた者。

### （4）記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録

簿に記載する。

(5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

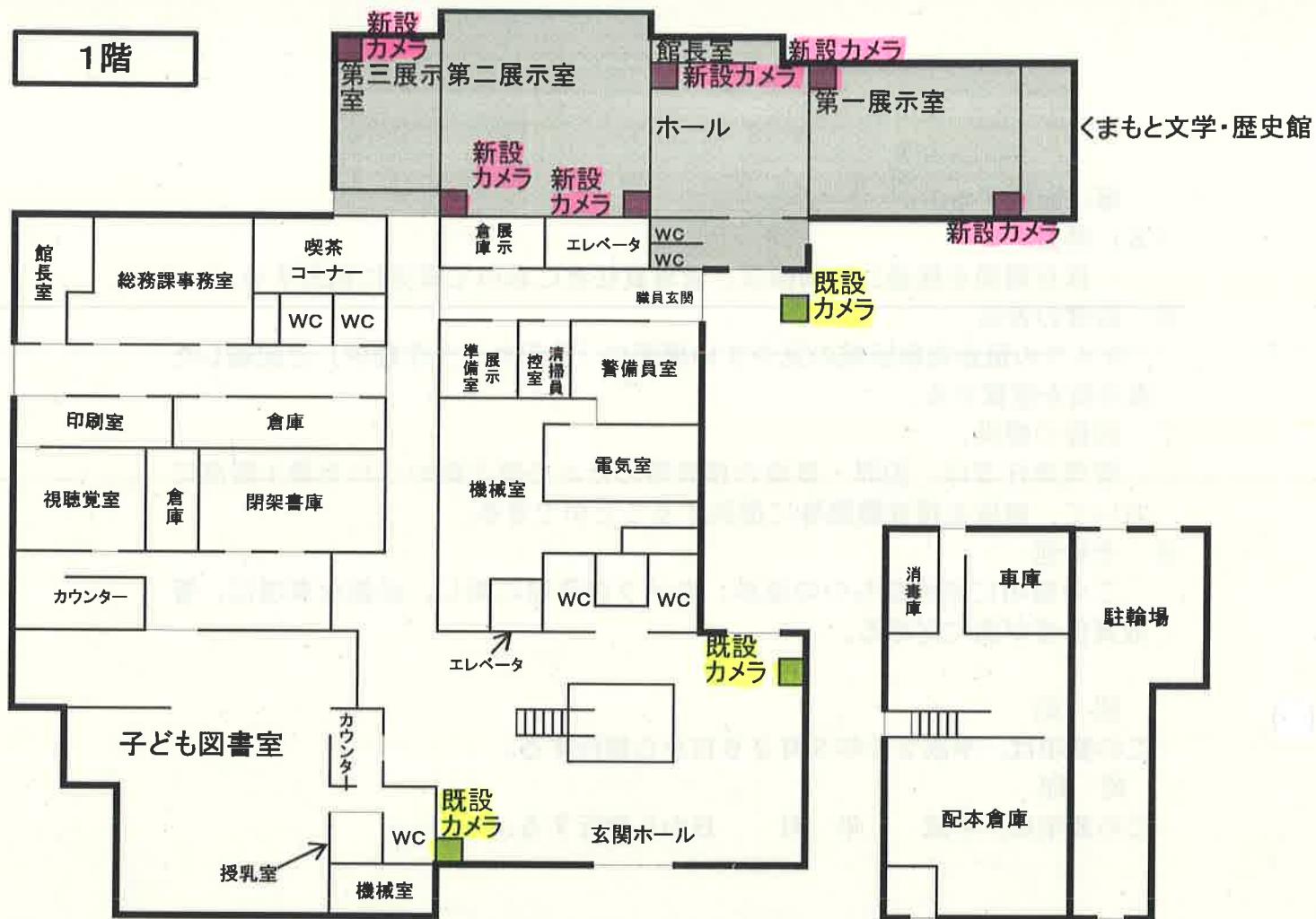
附 則

この要項は、平成25年3月29日から施行する。

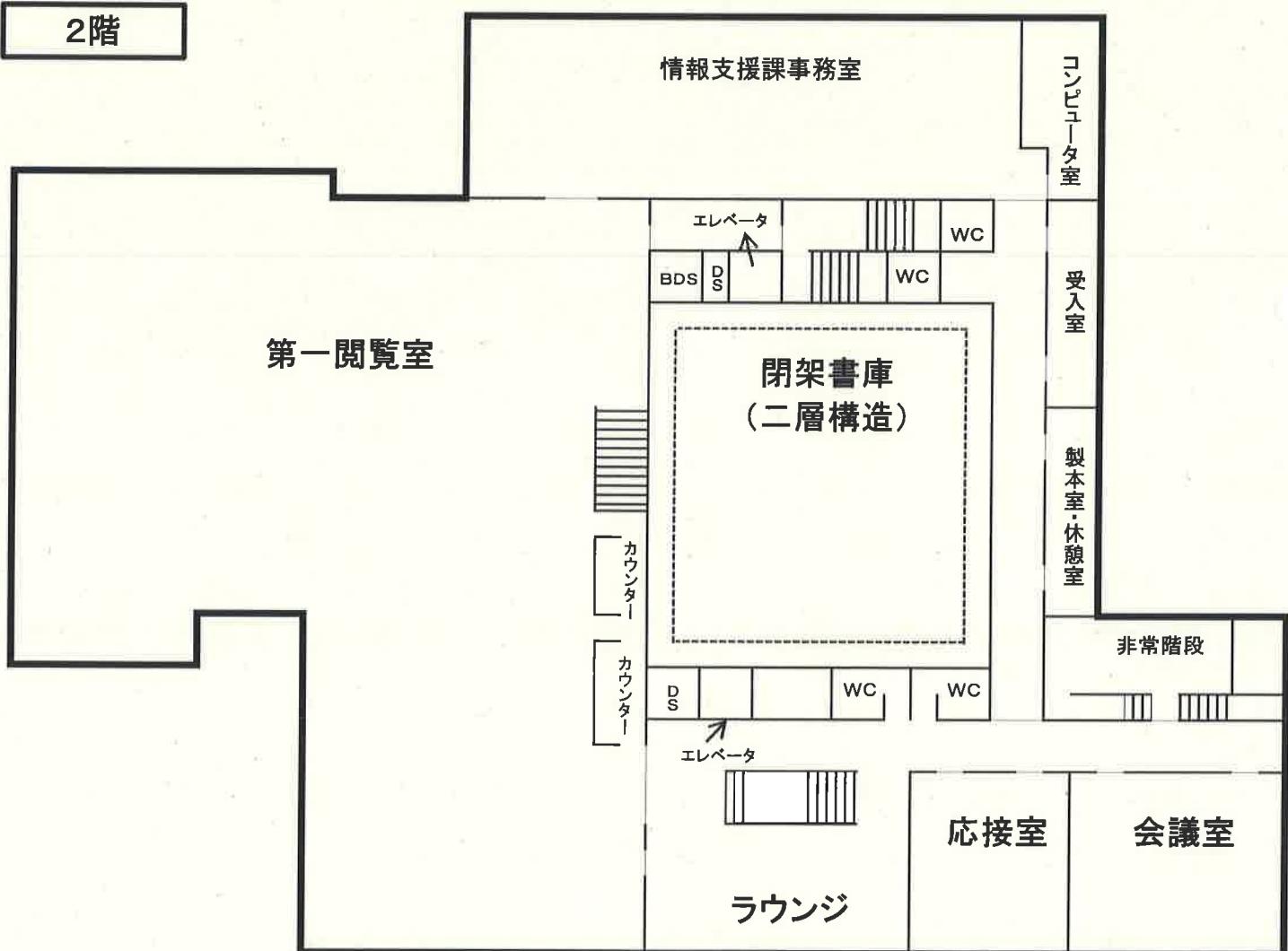
附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

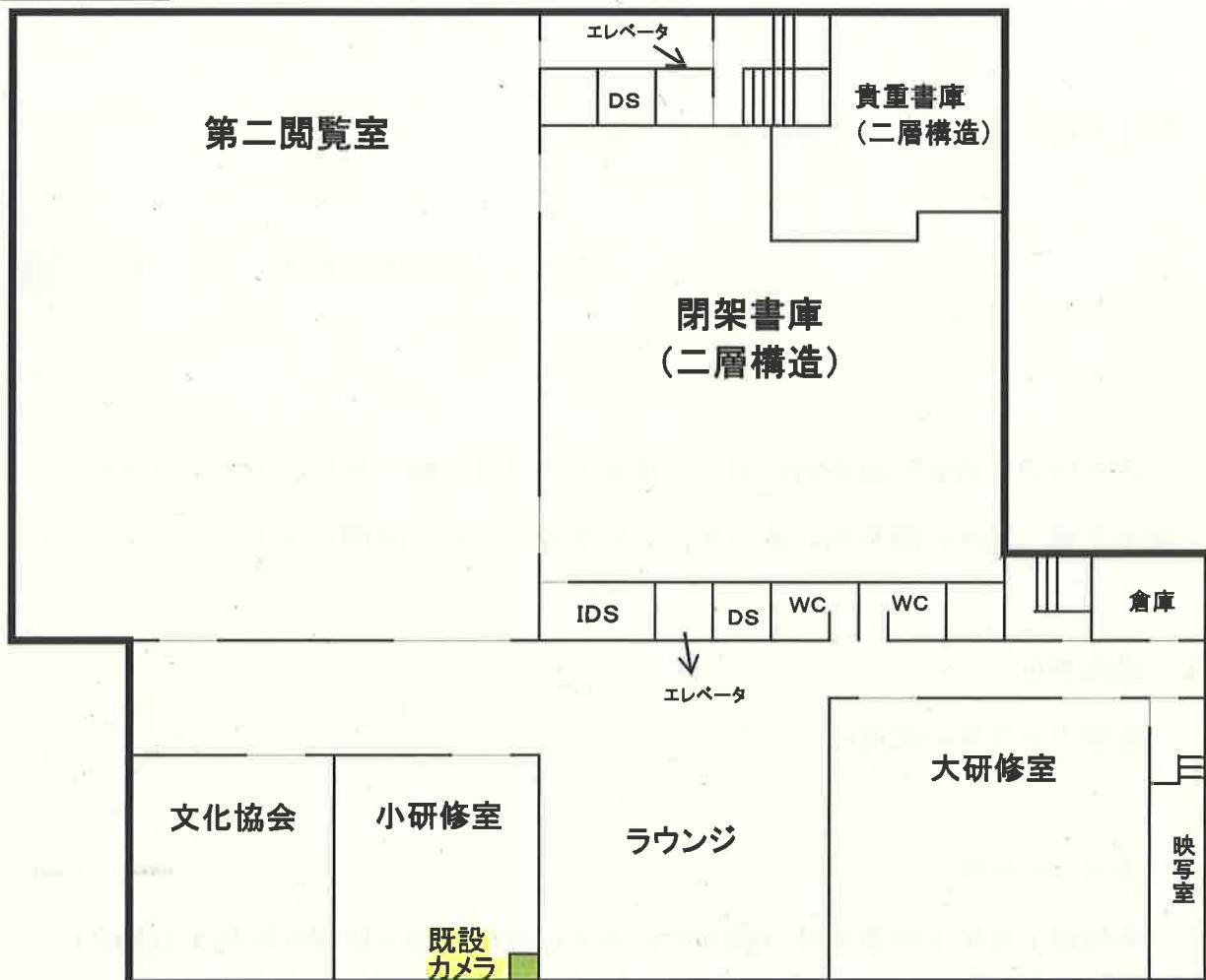
1階



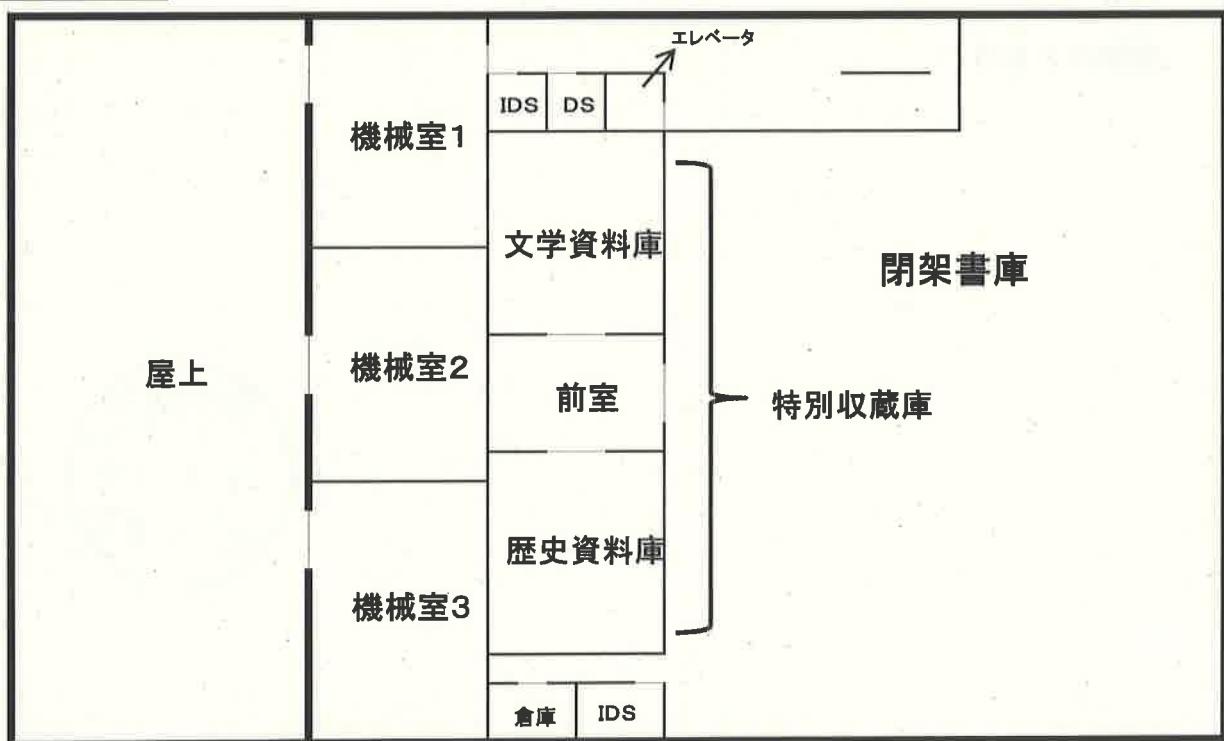
2階



3階



4階



県病第295号

平成28年1月12日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県病院事業管理者 河野



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）

熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

防犯カメラ等の設置について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



## 防犯カメラ等の設置状況

(所属名: 病院局総務経営課)

項目	内 容
1 設置施設	熊本県立こころの医療センター
2 設置の目的	患者の離院対策及び施設の安全管理のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	入院患者、来院者、不法侵入者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>本センターでは、患者の社会復帰に向けて、病状のレベルに応じた外出を認めているが、許可なく近隣のコンビニへ外出するなどの事案が月に数件ほど発生している。また、開放病棟での作業療法においても、患者の離棟・離院が多く発生している。</p> <p>今年度は、離院した患者が本センター(熊本市南区富合町)から遠く離れた宇土市方面で保護された他、夕方に行方不明となった患者が朝方に戻ってくるなど、いずれも患者の安否に関わる事件が4件発生した。</p> <p>患者の離院対策として、看護師等による定期的な巡回や声掛けを行っており、作業療法参加時には、できるだけ職員が付き添うよう正在中の職員が付けるようになっているが、100%目が届かないところもあり、苦慮している。</p> <p>防犯(監視)カメラが設置されることにより、患者が何時に、どういう服装で離院したのか把握できるようになり、警察への捜索願にあたり、具体的な情報提供が可能となる。</p> <p>については、離院患者の早期発見のために、防犯(監視)カメラの設置が是非必要である。</p>

7 カメラの台数と設置場所	2台（正面玄関及び緊急時間外出入口）
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法  <input checked="" type="radio"/> 常時録画 • 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法            10日連続録画後順次上書き録画</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時            あり • <input checked="" type="radio"/> なし            &lt;ありの場合の提供先&gt;</p> <p>(2) 異常事態発生時  <input checked="" type="radio"/> あり • なし            &lt;ありの場合の提供先&gt;            警察に提供する場合が考えられる</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="radio"/> あり • なし
11 その他の特記事項	

## 熊本県立こころの医療センター防犯カメラの管理に関する要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立こころの医療センター（以下「センター」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

### 2 カメラの設置目的

カメラは、患者の離院対策、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

### 3 設置場所等

#### (1) 設置場所、台数等

カメラは、センターの次の場所に設置する。

正面玄関、緊急時間外出入口 各1台

#### (2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、患者、来院者、不正侵入者等とする。

#### (3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

#### (4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

### 4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務経営課長とする。

### 5 録画した映像の管理方法

#### (1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

#### (2) 保存期間

画像の保存期間は、10日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

#### (3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をする場合は、管理責任者の承認を得なければならない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

#### (4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

### 6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

## 7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

こころの医療センター  
1階平面図

